

一橋大学大学院学生の経済生活

一橋大学大学院学生会理事会

I はじめに

この調査は1959年6月実施された。大学院学生の経済生活の実態を把握しようとしたものには、やはり昨年夏学術会議によって行われた調査——博士課程学生のみ、「科学者生活白書」所収——また私見の限りでも東大・東北大等各大学大学院自治会によって行われたものがある。最近の大学制度改革の諸案のうちでも大学院制度は共通の問題点であり、さらにすでに昨年3月中央教育審議会による大学院学生のおおはばな待遇改善の勧告があり、現制度のもとで、大学院学生がどのような経済生活を送っているかの調査もより良い改革にとっての重要な手がかりであることはいままでもない。この調査もそのような意図のもとになされたが、全国的な大学学術行政との関連でいえば、一橋大学でのこの調査は人文科学社会科学系大学院学生の経済生活がある程度示すのではないかと思われる。もちろん、この調査には、以下の記述のいたるところにみられるような多

くの制約がある。がそれにもかかわらず、調査はわたしたちが予想した結果をほぼ示した。そしてそれは、現制度に直接の責任をもつ松田文部大臣・灘尾前文部大臣——灘尾氏は自民党文教政策にかんする最大の實力者である——が、昨年8月全国大学院学生の代表が待遇改善を陳情したさい、《いたい、それでは実情はどうなのか》と異口同音に発した質問にたいする回答ともなるであろう。

II 調査方法

調査は、一橋大学大学院学生会員への郵便による調査票の送付回収によってなされた。これは、一橋大学では大学院学生の研究室がなく、その他にも常時集合しうる一定の場所がないため、やむをえなかったのであるが、他面短時間でないため詳細な記入を可能にしたとの利点もあった。回収数は45、この回収成績の不良は、学生の住所がかならずしも正確にはつきとめられていないこと、また調査票を受取っても記入が面倒なため返送

しなかったこと、のためであろうが、他大学での例からみても自主的なこの種の調査がこの程度の回収成績にとどまるのはやむをえないであろう。

調査項目の設定にあたって次の3点を注意する必要がある。

- 1) 大学院学生は一般にその年齢から、自宅通学・単独で下宿・兄弟と同居・配偶者有り等生活形態を異にし、この区別によって調査方法も相違しなければならぬ。たとえば、この区別を無視して調査対象となるものひとりだけの諸経費を抽出することは、記入する本人にとっても不可能であるし、またこの4者のある支出をいきなり比較しても無意味なばあいがある。
- 2) 大学院学生は一般に収入が不安定であり、したがってまた支出の不安定な場合が多い。
- 3) このこととも関連して、また親元への依存が可能であると学部学生時代の惰性も多少あるため、いわゆるドンブリ勘定が多く、一定期間の収入のうちわけをつきとめがたいものも多

い。

以上の3点を考慮して調査項目の設定はつぎの方針によった。

- a) 自宅通学を除き、各自の生計をともしする家計の各支出——ただし研究費を除く——の総額を記入すること。
- b) 1ヶ月あたり推計による各支出項目の合計と収入の合計から各自のほぼ妥当な生活実態の報告を可能ならしめること。

Ⅲ 経済生活

出身家庭 回答者の出身家庭の主要生計支持者の職業を分類すればつぎのようになる。会社職員10・小売業6・農業5・無職4・銀行員2・団体役員2・公社職員、大学教官、小学校用務員、理容業、栄養士、工務店各1、不明7。なおこのうち1名韓国留学生である。さらに本人にもさだかでなく、不明もまた多くなるが、本人を除く家庭の年収をみれば次の通りである。10万円未満3、20万円未満3、30万円未満8、40万円未満1、50万円未満5、60万円未満1、90万円未満1、190万円未満1。ここでとくに目につくところをひろえば、年収100万円以上の収入の職業と地位では地方新聞副社長と地方銀行頭取とがあり、他に100万円以上の年収があるものが回答者のうちにあるとは思われない。他方家庭は母と高校在学の妹、母は年収76,000円の小学校用務員、ま

た家庭は栄養士の母のみで年収75,000円等の低所得家庭もある。職業別分類からみれば、公務員、炭坑従業員等が見当らず、また農業も比較的少いが、これらも調査範囲を拡大すれば現れるであろうし、大学院学生は特定の職業や階層出身ではなく、わが国の職業別所得別構成のおそらく最低辺を除く分布に一致するであろうし、その点では学部学生とほぼ同じであろうと推測してもさしつかえあるまい。さて所得の記入は多少割引して記入してあるとみて、ピークになる部分を50万円前後とみることがができる。しかし年収50万円はわが国の現実では中産階級ともいえない。たとえば一橋大学卒業生で大学院学生の年齢(約25才)の子をもつ親は、ほぼ50~60才、おそらく高級管理職もしくは重役クラスで、年収100万円ははるかに越えるはずであり、さきにもた2人の例外のみがその親に該当するであろう。要するに、大学院学生の大部分の家庭はそのような層よりはかなり下の層とみなしうるのである。ところで面白い事実がある。回答者の1人の親は私大教授であり、年収40万円である。これは大学からの手取り分だけと思われるが、これがわが国の大学教官と研究者の現実である。

大学院学生はその年齢の上からすでに父親のいない者が多い。回答者のうち無記入6を除き、両親

ともいない者4、父親のいない者13を数える。残り25の父親ある者のうちにも、すでに停年退職後である者も数名ある。また、父親の健在なほどな者には中等学校以上に在学する弟妹があるのがふつうである。このような事情が、大学院学生をして家庭に経済的に依存することを困難ならしめ、あるいはかえって家計を支持する責任を生ぜしめる。ただし、自宅通学者と弟妹と共同で下宿している者を除き、この責任を現実にも果しているか否かがはっきりする単独で下宿している者と配偶者ある者23についてみれば、支出の《父母もしくは弟妹ないし親族への仕送り》の項目を記入している者1にすぎない。他のおそらく必要と推定される数名は《無い袖は振れない》が現実なのであろう。

さて、回答者を生活形態で区別すれば第1表のようになる。この表にもみられるとおり、博士課程

第1表

	博士過程学生	修士課程学生
自宅通学	5	12(うち女性1)
単独で下宿	5	12(うち女性1)
兄弟と同居	2	3
配偶者有り	5	1

学生では配偶者ある者が多くなる。また奨学金被貸与者では博士課程学生に1万円が多く修士課程学生は6千円であるとの区別があるが、研究費等の支出にも博士・修士の

大きな相違は現実にならないため、以後の統計にも両者の区別は特別に示さないことにする。なお断っておかなければならないことは、この調査の行われた昨年6月がちょうど育英奨学金被貸与者決定の時期にまたがっていたため、博士で3名、修士で9名が調査票提出以後に奨学金の貸与をうけた。したがって12名の経済生活は、その調査票にあらわれたよりは支出の増大、もしくはアルバイトの減少、

家計への繰入れ等の好ましい変化があったはずであるが、この点もやむをえず無視することにする。ただし無視したとしても、一橋における奨学金貸与率はこれでも比較的良いから、その点に関してはこの調査票による集計はむしろ全国平均に近づいたといえる。

生活費と研究費 この算出は次の方法によった。生活費を住居費、光熱費、食費、生活諸雑費、衣料費、娯楽文化費、交通費、医

療費、同居する弟妹の学費、幼児養育費、父母もしくは弟妹ないし親族への仕送り、積立金、その他の支出、研究費は研究用図書・雑誌、旅費、学校等納付金の各項目にそれぞれの説明を付して合計を求めた。ただし、自宅通学者のみは自己の諸経費の推計が求められている。この方法による生活費と研究費の合計の分布は第2表のようになる。なお、配偶者ありは1名を除いていずれも夫婦のみ*

第 2 表

生活費+研究費	8,000円 未満	10,000円 未満	12,000円 未満	14,000円 未満	16,000円 未満	18,000円 未満	20,000円 未満	22,000円 未満	24,000円 未満	26,000円 未満	28,000円 未満	31,000円 未満
自 宅 通 学 者	2	1	7	1	4	1	1					
単 独 下 宿		2	3	3	5	2	1	1				
兄 弟 と 同 居								1	2	2		
配 偶 者 有 り							1	2			2	1

*あり、同居は1が公務員の妹と他は大学もしくは予備校在学の弟すべて各1と同居している。

ところで、この表に現れた生活実態にどの程度の評価を与えうるか。判断の基準を2つ提供しよう。さきの生活形態の分類にもみられるところであるが、大学院学生の中軸は単独で下宿するものであり、この生活形態はまた学生一般の生活にかなり似通っている。さて誰しもが認められる次の事実を想起していただきたい。地方の堅実なある家庭が子弟を東京の比較的学費のかからぬ大学に就学させ、下宿生活でアルバイトはさせ

ずに、健康でいわゆる学生らしい生活をさせたとする。この場合入学から卒業までに用意しなければならない金額は約60万円であり、これを月割にすれば12,000円ほどとなる。むろん大学院学生にあっては、研究費とそれ以外の諸経費も増大するであろうことが考慮されなければならない。さらにもう一つ、大学院学生とは同年配の大学卒の新入社員が、給料手取り、13,000~14,000円で、たとえ飲み屋の味は覚えなないとしても、当分は貯金をするもしくは家庭へ仕送りをすることがまず不可能であり、年末夏期の手当で服を作るのが関

の山である、との事実を想起していただきたい。単独で下宿している者のうち12,000円未満の7人の生活はおよそ無理なのである。無理さ加減はかれらの食事にも示されている。単独で下宿する者の《食費(1ヶ月推計、外での食事も含む)》をとれば、7,000円1名、6,000円2名、5,000円1名、4,500円3名、4,000円6名、3,600円1名、3,500円2名、3,000円1名となる。強度の頭脳労働に従事するこの年令の者にとって6~7,000円の食費はけっして過大ではない。それよりもむしろ、18人中10人が4,000円以下の食費しか計上していない事実が注

目に値する。4,000円の食費は自炊してはじめて可能であり、3,600円以下は、栄養失調とまではいわなくとも、長期にわたれば健康を害するであろう。他の生活形態にあっても事態はあまり変らない。たとえば配偶者ある者6名の《積立金(預金、生命保険、その他)》を記入したものは1,500円、1,000円、500円の3名であり、《その他の支出》を記入したものは3,000円、

1,000円、500円の3名である。ところで、明白に指示しておかなかったのは項目設定の誤りであったが、ともかくもしもかれらにあって家具費の支出があるとすれば、《その他の支出》に記入されたはずである。むろん記入の際の誤りもありうるし、家具費の支出が《その他の支出》にあらわれたほど少かったとは思われないが、かれらの生活をつぎのように推測する

ことは可能であろう。6人中少くとも5人は、かれらは婚姻以後日浅いにもかかわらず、比較的高価な家具たとえば電気洗濯機、電気冷蔵庫等を購入しうる見込は当たらないと、その他の生活費の統計も興味深い事実を物語るが、冗長にもなるので省略しよう。

第3表は生活費のうちに占める狭義の研究費の分布をみたものである。分布がかなり広汎である*

第 3 表

研究費	500円以下	1,000円以下	1,500円以下	2,000円以下	2,500円以下	3,000円以下	3,500円以下	4,000円以下	5,500円以下	5,000円以下	5,000円以上
博士課程学生	2	0	1	3	4	1	2	1	0	1	2
修士課程学生	0	1	2	8	3	2	4	2	4	1	1

*が、そもそも研究費の多寡は各人の研究の条件、経済条件、また好み等の要素が入っていることが考慮されなければならない。なおこの金額のうちには《学校等納付金》(一般に授業料)1,150円も含まれているから、厳密な狭義の研究費はその金額をさし引いて考える必要がある。したがって、1,000円以下の3人は、授業料免除になることをあて込んで記入したのであろうか、《学校等納付金》は含んでいない。また回答者のうちで収入の部分にも、奨学金を除いて、研究に対する補助を他からうけ取っている者は1名もなかった。さて、図書館・研究室の利用が大学院学生にとっ

ては極めて不便で設備も貧弱な一橋で研究しているとの条件、また一般に他に利用可能な機関とて少いとの事情を考慮すれば、おそらく下位半数はむしろ研究費が少きに失するであろう。しかしまた、4,000円以上の上位半数、すなわちかれらの食費とはほぼ同等の金額を費消している者にとっては、それはかれらの経済生活をはなはだしく圧迫しているであろう。

収入 大学院学生はどのようにしてその収入を得ているか、いうまでもなく収入総額はさきに見た生活費研究費の合計をまかになったものでありその額とほぼ一致する。さて、45名のうち奨学金

を貸与されている者18、うち11は10,000円、6は6,000円であり、在日韓国学生育英会奨学金3,000円を貸与されている者1名がある。他の貸与されていない者は全額、貸与されている者は必要経費のうち奨学金を除いた残額が自前の負担であり、これは父母兄弟等親族からの収入とアルバイトからの収入さらに同居する兄弟もしくは配偶者の収入とに分かれる。親族からの収入の分布は第4表(次ページ)のようになる。

この表にあらわれている一つの傾向は、《なし》が修士課程よりも博士課程に多く——無記入もおそらく《なし》である——、また

第 4 表

	親族からの収入											
	なし	無記入	2,000円以上	3,000円以上	4,000円以上	5,000円以上	6,000円以上	7,000円以上	8,000円以上	9,000円以上	10,000円以上	11,000円以上
博士課程学生	12	2	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0
修士課程学生	12	0	0	1	1	0	1	2	5	2	1	3

家庭からの送金の額も少くなっていることである。この調査の時点では修士課程に奨学金の貸与未決定な者がとくに多かったとの事情もあるが、大学卒業後の年数が長い博士課程学生が、一般に親元に頼ることがより困難になっている、との家族関係の当然の現実があらわれていることも見逃してはならない。

アルバイト さてかれらのアルバイトはどうか。回答者のうち、3を除き、他のすべてがアルバイトをしていた。しかもこの3名のうち、1は前年水道衛生工事——週6日全日勤務らしい——をして調査時にはその貯金で生活していたことを報告しており、1名にはつぎの付記がある。《昨年度まで週3時間の時間講師をしていたが、病気のため本年度から廃止、ただし、生活のためアルバイトは必要であるら、元気になり次第、アルバイトをするつもりです。》

かれらが従事しているアルバイトの種類と件数はつぎの通りである。家庭教師54、非常勤講師14、学会誌執筆、その他筆耕5、グループ講師2、通信員、秘書、経理、

アンサンブル指揮、生協事務、書籍商雑用、教諭各1、以上は定期的なものであり、不定期アルバイトに臨時夜警、留守居各1がある。家庭教師54は回答者総数をも超過しているが、要するに件数のみを数えてあるため、1人で2もしくは3件の家庭教師をしている者が多いからである。また家庭教師とその者の職種との組み合わせも多い。教諭はもちろん私立学校であって、これのみが正規の職業であり、他はいずれもいわゆるパートタイムのこま切れの仕事もしくはそれに類するものである。それにしても45人のうち42人が不定期を含め72件のアルバイトをしているのであり、1件だけですむのは比較的恵まれたものといえよう。

もちろん、学会誌執筆とグループ講師——学生の研究会のチューターをして謝礼をもらうもの、他に謝礼のない研究会のチューターもあるはずだが、これは調査対象ではない——は、その性質上アルバイトといえるかどうか疑わしい。試みにアルバイトと研究との関連についてみればつぎの通りである。アルバイトが研究に、1)役立って

いる2、2)多少役立っている3、3)あまり役立っていない8、4)妨げとなる22、3)と4)の両方に○印を付したもの1、不明6となり、1)はグループ講師と翻訳、2)はグループ講師、アンサンブル指揮、秘書であり、他の学会誌執筆4は不明が2、3)と4)の一つずつ含まれる。要するに、学会誌執筆やグループ講師はかれらの研究には《多少》以上に役立つものが多く、これは裏からいえば、収入のためにかれらがそのような仕事をしているのではないということである。その他の職種は一般に《妨げとなる》あるいは《あまり役立っていない》。さきあげた分類からみてもかれらの職種は肉体労働ではなく、また事務労働のうちでも拘束時間と報酬から比較的有利なものと思われるが、それにしても、研究とは縁遠いものがあることは名前を見ただけで察せられよう。家庭教師1件——標準は週2日2時間ずつ——の収入は月3,000~4,500円である。非常勤講師、公立は、週1時間あたり月額700円であり、私立もその前後である。この時間

と金額から比較しても、その他の多少の得失を補っても、少し条件の良い家庭教師は非常勤講師よりは一般にましである。さて、学会誌執筆その他筆耕とグループ講師は、収入の面からも、アルバイトというには疑問がある。原稿料収入のある者は博士課程4、修士課程1であるが、月平均1,500円をこえる者はなく、1,000円と答えた者がもっとも多かった。学会誌の原稿では、年1～2篇、12,000円前後となるのがおそらく限度であろう。むろんこれでもかれらにとっては貴重な収入である。しかし、原稿1～2篇を書いてまるまる12,000円が収入となるのではない。調査にはあらわれないが、学会でほとんど天引きされるものもあるし、執筆のための図書、調査等の支出もあろう。かれら個人の研

究の総体からすれば《役立つ》と答えざるをえぬ場合もあることが了解されよう。グループ講師は2人とも月1,000円であり、いずれも1週1回らしいが、時間当りの収入は家庭教師の約半額である。かれらの現在のアルバイトの紹介者は、友人16、知人13、先輩4、教授2、家人もしくは自分2、大学厚生課1、不明7である。厚生課の斡旋によるものがたった1件しかなかったとは奇異でもあろうが、家庭教師の斡旋を依頼して5ヶ月もたなければ順番が廻ってこないという厚生課の現状が、このような結果にあらわれるのはしごく当然である。紹介者に友人がひじょうに多いのも別に驚くにはあたらない。かれらの現実的な必要からすれば、友はやはり頼みがいのある、ありがたい存在である。ア

さきにみたように、かれらのほとんどすべてのアルバイトがこま切れの仕事であったことに留意されたい。かれらの仕事には一般に雇傭契約があるわけではなく、つねにクビの心配がつきまとい、実際にもかれらは転々とアルバイトを変えている。だから、アルバイトが切れた時とくに年度末には、かれらが友人、知人、先輩、教授等々の間をかけずり廻って職さがしをする必要があることは、以上の諸事実から了解されよう。かれらにかかり合いにならねばならぬ人々の迷惑も、さこそである。かれらの現在のアルバイトはその中からやっとながし出したものにほかならない。なお健康保険の適用をうけているものは教諭1と私学非常勤講師の2～3だけであろう。さて各人はアルバイトにどれ*

第5表(イ) アルバイト時間

4時間以上	6 "	8 "	10 "	12 "	14 "	16 "	18 "	20 "	22 "	24 "	26 "	28 "	30 "	32 "	34 "	36 "
3	2	4	2	3	0	4	5	2	2	3	3	2	2	0	2	1

第6表(ロ) アルバイト金額

2,000円以上	3,000円 "	4,000円 "	5,000円 "	6,000円 "	7,000円 "	8,000円 "	9,000円 "	10,000円 "	11,000円 "	12,000円 "	13,000円 "	14,000円 "	15,000円 "	16,000円以上
3	5	3	5	4	7	3	4	3	1	0	1	2	1	0

* ほどの時間を費し、どれほどの収入を得ているか、第5表は各人の準備、往復を含むアルバイトに要する週延時間と各人の月平均アルバイト収入の分布をみたもので

ある。付言すれば、時間無記入の者2があったが、金額と職種から推定して計算した。このアルバイト収入はかれらの総収入にどれほどの比重を占めているかを、比較的

純粹に折出すことの可能な自宅通学者、単独下宿者の場合で計算してみよう。2つの生活形態34人の平均はつぎの通りである。アルバイトからの収入6,800円、家庭から

3,400円、奨学金から2,100円、合計12,400円(いずれも百円未満4捨5入)。要するに調査のこの時点では、アルバイト収入はかれらの総収入の半ば以上を占めている。すなわちかれらの生活費の半分以上はアルバイトで支えられているのである。またこの調査は回収数が少なかったため明確にはあらわれなかったが、学術会議による調査で示されたように、奨学金を貸与されていない者は貸与されている者よりもアルバイトが、時間・金額とも、多少多くなるらしい。

ところで、かれらの生活にとってアルバイトは充分と考えられているだろうか。さきに今はしていないがアルバイトを希望している者があるのをみたが、同じ希望はアルバイトをしている者のうちにもある。生活上アルバイトはもっと必要と答えた者26、必要でない6、無記入13である。必要でないと答えた者のうち、1は家庭教師6,500円と奨学金10,000円の貸与があり、1は秘書4,000円と家庭からの送金15,000円があり、他は8,000円2; 9,000円1; 14,000円1のアルバイト収入があった。無記入は一般にアルバイトが多かったが、記入しなかった事情はつぎの例が示唆しているのではなからうか。《生活上、アルバイトはもっと必要、だがこれで限度》。かれは家庭教師・臨時夜警で週30時間、9,500円の収入を得ている。アル

バイトはしたい、だが、研究のことを考えればこれ以上はできない、というのが付記の意味するところである。半分以上がアルバイトが必要、 $\frac{1}{4}$ か $\frac{1}{5}$ が充分、残りは必要は必要だがと悩んでいるところ、とみてさしつかえあるまい。

週延30時間以上になる者がめつたにないことに示されるように、かれらのアルバイトはかれらの立場からみて、本来の仕事ではないという字義通りのアルバイトである。かれらが一般になぜ正規の職業につかないかの第1の理由は、大学院学生の身分のままでの就職が禁じられているからであり、第2の理由は、かれら自身の研究のためには、いかに苦しくとも就職することはできないとのかれら自身の事情であろう。ところで、さきのアルバイト件数別の1位は家庭教師、2位は非常勤講師であったとの事実を想起されたい。わが国の現実では、家庭教師は一般に受験を目標とする学力増進のため、非常勤講師は専任講師の持ち時間の穴埋め、あるいは教員人件費の節約のためである。いずれも、授業内容の充実と教員定数の確保によって解消されるべきわが国教育制度の不備のあらわれなのである。もしも、大学院学生が研究と勉学の時間をアルバイトにさかなければならないとの事実が新制教育制度の最終段階として設定された大学院制度そのものの不備にもとず

くとすれば、その不備は、まさに、教育の他の部門の不備によって補われていることがわからう。

本人以外の者の職業をみよう。兄弟と同居5のうち、1は公務員の妹、3は大学、1は予備校在学の弟と同居している。大学在学の弟3のうち2人はアルバイトをしている。配偶者ある者のうち、4までが職業をもついわゆる共稼ぎであり、無記入の2のうち1は昨年まで働いていたが、病気のため退職したことが判明している。

IV 結 び

以上に述べてきたところをとくに要約する必要はあるまいと思われる。また、これは大学院学生の経済生活ときわめて限定された範囲だけの調査であり、かれらの就職問題その他の待遇についてはついに語られなかったし、このような経済生活の実態がかれらの研究や後進の指導にどのように反映するか、さらに、このような実態が学術研究体制の現状ひいてはわが国の社会的状況とどう関連するかについても述べられなかったが、それはあげて読者の想像力の探求に待とう。

調査が充分に行き届かなかったのは残念であったが、この調査に協力していただいた回答者と、一橋大学厚生課・会計課にお礼とお詫びを申し上げたい。(文責・高山次郎—一橋大学院学生会・前理事長)